

第 3 8 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成23年 7 月 29 日 開会

平成23年 7 月 29 日 閉会

南 部 町 議 会

第38回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（7月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

第38回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年7月29日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第10号 南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第11号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第47号 南部町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 8 議案第48号 工事請負契約の締結について（二又配水池改良工事）
- 第 9 議案第49号 財産の取得について（南部町凍結防止剤散布車）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席議員（３名）

4番	根 市 勲 君	5番	松 本 陽 一 君
20番	佐々木 由 治 君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
建 設 課 長	工 藤 満 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第38回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時01分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで、議会運営委員長から本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

本日招集されました第38回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催して、協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案5件でございます。よって、本臨時会の会期は本日7月29日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番沼畑俊一君、6番河門前正彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月29日、1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。本臨時会の上程は、町長提出議案5件でございます。日程によりそれぞれを議題といたします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第38回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位に

は、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出案件の概要をご説明する前に、東日本大震災に伴う当町の動きについて、幾つかご報告いたします。

初めに、6月20日から被災者支援として、東北地方の高速道路における「東北地方無料措置」が開始されたことに伴う被災証明書の発行についてであります。町では今回の震災で停電となった3月11日から4月8日の間に在住していた方を対象に、7月7日、被災証明書を全世帯へ郵便により送付いたしました。

停電による被災という今回の被災証明書の発行につきましては、いろいろ議論はございましたが、近隣自治体の動向も踏まえ、最終的に発行を決断したものであります。

そして、当町では単に無料措置の恩恵を受けるためだけの発行ではなく、甚大な被害を受けた岩手・宮城・福島各県の被災者への支援活動として、町民の皆様から改めて義援金を募り、支援活動を継続していく上で被災証明書を活用願いたいということも含めて、義援金の協力についての文書を同封させていただきました。義援金は7月16日に、各庁舎及び剣吉支所の4カ所で募り、合計で約77万円の善意をお寄せいただいたことをご報告いたします。

義援金につきましては、これまで3月の臨時議会においてご議決いただきました町から山田町への義援金200万円を初め、町民の皆様などからいただいた義援金を合わせますと総額は、1,000万円を超えてございます。町民の皆様や関係各位のご協力に感謝を申し上げますとともに、被災地の早期復興と被災者に早く笑顔が戻りますことを、心からお祈りいたします。

次に、4月23日から7月22日まで実施されたJR東日本における「あおもりデスティネーションキャンペーン」の一環といたしまして、7月9日にはJR東日本・青森県・南部町の共催により、南部エリアにおける「東北復興応援りんご植樹ツアー」を実施いたしました。

関東地方などから82名の参加をいただいたツアーでは、町内のハイキングを楽しんでいたり、青森県のシンボルであるリンゴの木の苗木85本を下名久井と高瀬の園地に植樹したりしたもので、植樹いただいたリンゴの木のオーナーになっていただいた場合には、料金の一部が義援金として被災地へ送られるものであります。被災地に対しましては、今後も引き続き息の長い支援活動をしてまいる所存でありますので、議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件についてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず始めに、専決処分した事項の報告及び承認を求める事項といたしまして、報告第 15 号、専決処分報告、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。上場株式等に係る課税配当所得の特例税率の適用期間を 2 年延長するなどの改正内容であり、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税等の一部を改正する法律等が、平成 23 年 6 月 30 日にそれぞれ公布され、同日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第 16 号、専決処分報告、平成 23 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。今回の補正は、東日本大震災による海洋センターの補修及び、農業用水路の復旧工事に対しての補正であります。まず、10 款教育費、6 目保健体育費に海洋センターアリーナの屋根部分の補修費として 400 万円。次に、11 款災害復旧費、1 目農林水産業施設災害復旧費に福地・苫米地地区の水路破損の復旧工事の測量設計業務委託分として 830 万 7,000 円を計上いたしました。今回のこの補正の専決処分は、B & G 財団からの助成金の交付及び国の災害査定の期日に間に合わせることに緊急を要したため、専決処分したものであります。

次に、議案第 47 号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。議案第 49 号にあります凍結防止剤散布車の購入及び今年度実施予定であります「安全、安心な防災の町づくり事業」の財源として、過疎債を適用させるため計画を一部変更するものであります。

次に、議案第 48 号、工事請負契約の締結についてであります。二又配水池改良工事の請負契約をするため、議会の議決を求めるものであります。この工事は、二又配水池を監視するため、二又配水池、及び八戸圏域水道企業団施設にテレメータ設備等を設置するものでございます。

次に、議案第 49 号、財産の取得についてであります。凍結防止剤散布車を購入するため、議会の議決を求めるものであります。新たに散布車を配置し、散布作業の迅速化を図るものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の内容でございます。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、報告第15号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第10号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 報告第15号について説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。まず、処分の理由でございますけれども、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）でございますけれども、それから地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第202号）でございます。及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第96号）、これが、それぞれ平成23年6月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次の2 ページをお開き願います。専決処分書でございます。専決処分の第10号でございます。これは、平成23年6月30日に専決しております。

次に3 ページをお開き願います。南部町町税条例等の一部を改正する条例。条例第12号でございますけれども、今回の改正では、三つの区分をされて改正しております。まず、町税条例の一部改正、そして平成20年に一部改正した部分の改正。そして、あと一つは、平成22年に条例改正したところの一部改正と三つの条項で改正がなっております。

まず、第1条の南部町町税条例の一部改正でございますけれども、これは、内容は寄付金の税額控除の見直し、そして罰則の見直し、それと肉用牛の売却に係る事業所得の町税の課税特例の見直し、この三つが大きな点でございます。まず、寄付金についてでございますけれども、3 ページの上から8 行目、第24条第1 項中「5,000円」を「2,000円」というところがあります。これは、寄付金の適用下限、今まで5,000円以上の部分が控除の対象になっていましたけれども、これを2,000円以上を対象にしてということで、下限の引き下げがなっております。

そして次に、寄付金の関係では4 ページ、真ん中のあたりに寄付金税額控除における特例控除の特例というのがあります。第15条の3 ですね。これについては、今まで条例で詳しく法律と同じく規定していましたが、これを改正しまして法律を引用する形で、最後の方にあります法

附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額、こういうふうに整備されています。ここが寄付金の主な改正内容でございます。

次に、戻っていただきまして罰則の見直しでございますけども、第17条第1項中「3万円」を「10万円」に、これからですね、ずっと罰則の改正になります。真ん中の第30条第1項中「3万円」を「10万円」に、第58条第1項中「3万円」を「10万円」に、第68条第9項及び第10項中、これは条例の整備でございます。第74条の第1項、第87条第1項及び第97条第1項中「3万円」を「10万円」にと、こういうふうに各税目で申告または納税管理人申告とかそういう規定がありますけども、これらについて無申告の場合には罰則の上限規定があります。今まで3万円だった、それを10万円に引き上げています。これは地方税法の改正に伴って改正しています。実際、該当になっているものはない、当町にはない状況でございます。それに新しく、たばこ税に係る不申告に関する過料、第109条の2とか、鉱産税に係る不申告に関する過料、第114条の2、一番下のところですね。それから次のページですね、上から8行目ですか、特別土地保有税に係る不申告に関する過料。これらについては、新たに税法の規定が設けられました。それに伴って、条例でも不申告に関する過料の部分を設けております。

以上が罰則の見直しです。

次に、4ページの一番下から7行目、附則第16条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、あとずっとこう長い文がありますけれども、この改正は、肉用牛の免税になっております。証明書があれば今まで2,000頭まで免税だった、それが1,500頭まで免税になった。そして、適用期限を平成27年度までに該当すると、そういう形になります。当町においては大体、年間二人か三人ぐらい該当があります。ただし、1,500頭もいってない。だからこれによる改正の影響というのはほとんどないという状況でございます。

次に、7ページ、第2条って一番上にありますね。これが平成20年の条例を改正している部分でございます。附則第2条第9項、第16項及び第21項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改めると。これらは、先ほど提案理由でも申し上げましたけども、株式上場の配当とか譲渡とかそれらの特例税率、本来であれば町民税3%なんですけども、1.8%で課税という特例があります。その延長になっております。

次に、第3条の改正。ここは、平成22年の条例改正した部分の改正で、附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。ここについては、非課税の株式の関係が分離して計算するという規定が平成22年に設けられました。それが、施行が平成25年から施行するとなっていたのを平成27年に2年延期するという形でございます。それで、その下の附則第2条

第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。したがって、平成25年度から課税するのではなく、平成27年度から課税しますよと、延長しますよと。そういうふうな改正になっております。

あとの条項はいろいろ、こう附則の改正があります。これは条項の整備でございます。内容です。

それで、附則でございますけれども、7ページの施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行するとなっております。ただし、(1)にありますように過料の改正部分が公布の日から起算して2カ月経過してから施行すると。肉用牛の課税特例(2)は、これについては平成25年1月1日から施行するという形になります。

あと、第2条では町民税の経過措置が設けられていまして、寄付金については平成23年1月1日以後の支出から適用するという形です。

それで次のページです。肉用牛の規定については、平成25年度以後の個人の住民税から適用し、それ以前については従前の例によるという形です。

第3条では、固定資産税の経過措置は平成23年度以後から適用しますよ。それ以前においては、従前の例によりますよという形です。

罰則に関する経過措置、第4条でございますけれども、これは施行前にした行為は従前の例によりますよという形になっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第15号は原案のとおり承認されました。

◎報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、報告第16号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第11号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、9ページでございます。報告第16号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明を申し上げます。

7月1日付で、平成23年度南部町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分理由でございますが、東日本大震災発生に伴い農業用施設被災による災害復旧事業費及び海洋センター補修事業費について、平成23年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分第11号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入最終予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,230万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,804万1,000円とするものでございます。

歳出からご説明をいたします。14ページをお開きください。10款教育費、6項2目保健体育施設費でございます。400万円を追加し、7,917万8,000円とするものでございます。400万円は、施設改修工事費でございます。補正の具体的な理由でございますが、B & G名川海洋センターアリーナ上部のコンクリートでできた建物本体と、それから鉄骨でできた屋根を固定しているボルトが地震により破断していることが判明したため、施設改修工事費を緊急に措置したものでございます。財源内訳の欄のその他のところをごらんいただきたいと思います。280万円の計上でございます。これは、B & G財団からの助成金でございます。なお、工事は7月14日に発注いたし

まして8月1日の完成予定となっております。

次、11款災害復旧費、1項1目の農林水産業施設災害復旧費でございますが、830万7,000円を追加し、899万6,000円とするものでございます。測量設計業務費に830万7,000円の追加でございます。具体的な内容でございますが、高橋北地区から青い森鉄道の線路下をくぐりまして、農業集落排水苦米地処理場周辺の水田に用水を供給している農業用暗渠水路がございます。この水路が、東日本大震災の影響で管が途中で割れて、つぶれて通水が不十分な状態となっております。このため、農業用施設災害復旧事業として採択を受け、施工することを目的に災害査定を受けるための測量設計業務費を緊急に措置したものでございます。今後の見通しでございますが、既に災害査定は終了いたしました。それで、今後は9月の補正予算で工事費を予算化し、遅くとも秋ごろに着工し年度完成を目指して事務を進めるというふうに担当課の方から伺っているところでございます。

次に、歳入について説明いたします。前のページ、13ページをお願いいたします。17款繰入金、2項1目の財政調整基金の繰入金でございます。950万7,000円を追加し、2,204万2,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました海洋センターの改修工事、それから農林水産業施設災害復旧費の一般財源として繰り入れるものでございます。

それから、19款諸収入、5項3目の雑入でございます。280万円を追加し、1億7,159万1,000円とするものでございます。先ほどご説明いたしました海洋センター施設改修工事に対するB&G財団からの助成金でございます。事業費の70%を見込んだものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） あの、3月の震災のいろんな被害で、壊れたり補修したりさまざまそういう必要が生じていると思うんですけども、この今の補正予算で大体この主な震災の被害っていうのは一段落なのか、まだまだそのほかにもこのあと出てくるのか、その辺をもうちょっと詳しく説明していただければ。町全体でですね。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 公共施設の関係でございますと、今のところ私どもが財政担当課として聞いている範囲内では、これ以外にはございません。あと、農業用の施設、あるいは公共土木施設につきましても今のところ被災をした箇所というのは聞いておりません。ただ、今はわからなくても時間の経過とともに判明するところも全くない可能性はないということは言えると思います。今のところは聞いてはございません。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第16号は原案のとおり承認されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第47号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 15ページになります。議案第47号についてご説明を申し上げます。これは、第33回の議会、昨年12月の議会でしたが、議決をいただきました南部

町過疎地域自立促進計画の一部を変更するものでございます。

提案理由でございますが、南部町過疎地域自立促進計画の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進における町道対策として道路整備機械等を追加し、生活環境の整備における消防救急施設対策として過疎地域自立促進特別事業を追加するため、議会の議決を求めるものであります。

次、16ページをお開き願います。一部変更についてでございますが、南部町過疎地域自立促進計画の変更が3カ所ほどございまして、まず、1カ所目でございますが、2行目といたしますか項目につきましては10項目程度でございますが、その3ということで「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」というのがありまして、そのイとして町道の対策部分に②を追加するものでございます。「冬期間における住民の安全な通行の確保と交通利便性の向上を図るため、計画的な除雪に努めるとともに、除雪体制の整備を促進する。」というのを加えるものでございます。

次でございますが、その事業計画平成22年度から平成27年度の表中でございますが、事業名は、自動車等でございます。そこに（6）の次に中段の下の方になりますが、（8）道路整備機械等、それから事業内容につきましては、凍結防止剤乾式散布車購入事業、事業主体を町と追加するものでございます。

それから3カ所目でございますが、4の生活環境の整備の（3）のこれも事業計画の表の中に、（6）過疎地域自立促進特別事業、特別事業というのはソフト事業のことでございまして、そこに事業内容としては、安全・安心な防災のまちづくり事業を町主体でやるのを加えるものでございます。

あと、計画につきましては、県との協議も済んでおりまして、県からは異議なしということで、7月20日に回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、議案第48号、工事請負契約の締結について（二又配水池改良工事）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、17ページをお願いいたします。議案第48号、工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、二又配水池改良工事の請負契約を締結するため議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。1、工事の表示、（1）名称、二又配水池改良工事。（2）場所、三戸郡南部町大字小向地内。2、請負代金、4,696万6,500円でございます。うち、消費税は、223万6,500円でございます。結果として5,000万円を請負代金は下回っておりますけれども、予定価格が5,000万円を超えているため議決が必要となるものでございます。3、契約の相手方でございますが、八戸市江陽2-18-8、株式会社大成計装代表取締役、坂上武義氏でございます。

この工事の内容でございますが、八戸圏域水道企業団から二又簡易水道へ分水する上水を適正に管理するための工事で、主として塩素滅菌設備、水位計、それから残留塩素濃度計などの機械計装設備及び水道企業団の広域監視システムと接続するための通信設備設置が主なものでございます。なお、工期は平成24年2月10日となっております。

参考資料として、入札一覧表を皆様のお手元に配布いたしております。ごらんいただきたい
と思います。予定価格は、消費税を除いて5,414万8,000円でございます。入札業者並びに入札金
額でございますが、開発電業4,550万円、河原木電業4,600万円、久保田電気工業社4,800万円、
大成計装4,473万円、東芝東北支社5,414万円、日成電設5,072万円、最低価格、5番、大成計装
4,473万円で落札でございます。落札率82.6%でございます。

それから、ちなみに辞退の業者が今回は数多くございました。辞退の理由でございますが、個
々に会社によって微妙に違うところもございますが、一番多くございましたのは、仙台の会社で
今回の東日本大震災で工場が被災をしたと。あるいは、震災の影響により技術者を派遣できない
ということが多くございました。参考のために申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第9、議案第49号、財産の取得について（南部町凍結防止剤散布

車)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、19ページでございます。議案第49号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、南部町凍結防止剤散布車の購入契約を締結するため議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。1、物品の表示、（1）品名、南部町凍結防止剤散布車、数量は1台でございます。（2）納入場所、南部町建設課、2、売買代金、1,753万5,000円でございます。うち、消費税は83万5,000円でございます。予定価格が700万円を超えているため議決が必要となるものでございます。3、契約の相手方でございますが、八戸市大字長苗代字前田91-1、株式会社青工八戸支店支店長、重文字誠一氏でございます。

この散布車は、3トン級で車両の前面に除雪のためのスノープラウ、可動式の鉄板でございます。それを取りつけたもので、車速に同調して散布量を自動制御できる能力を備えているものでございます。

町には現在4台の散布車がございますが、新しく購入するこの散布車で体制を強化し、散布作業の迅速化を図るものでございます。納期は、平成24年1月31日でございます。

参考資料として入開札一覧表を配布してございます。ごらんいただきたいと思います。予定価格でございますが、2,047万6,000円でございます。入札業者と入札金額でございますが、株式会社青工八戸支店1,670万円、それからTCM八戸支店1,688万円で、青工八戸支店が落札でございます。落札率81.6%でございます。1番のところのKCMJ八戸営業所の辞退、これは聞きましたところ技術的な課題で対応できないということで、辞退となっております。それから一番下の日商は、入札のときに会社の都合で入札に参加できないということでお帰りになりました。それで失格ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第38回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、全議案とも原案のとおりご承認、ご議決を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

さて、6月25日から開催いたしました名川さくらんぼ狩りでございますが、ことしは天候に恵まれサクランボが豊作となり、18日までの開催期間を24日まで延期いたしました。達者村農業観光振興会では、被災地支援として入園料割引、開催前日には八戸市内の保育園児を無料招待したほか、6月29日には山田町へサクランボ124キロを届けております。サクランボの豊作を喜ぶとともに、被災地への支援の輪が広がっていくことを大変うれしく思っております。ほかにも、7月9日、10日に開催し来場者数が過去最多となる7万5,000人を記録したジャックドまつりでは、被災地である階上町の子供たちを招待したほか、明後日の7月31日には、商工会関係者が山田町へかき氷を提供する予定となっております。当町では、8月になんぶサマーフェスティバル、

南部まつり、9月には名川秋まつり、とまべちまつり、10月に町民運動会とイベントが続いてまいります。これらの地域の元気な活動が被災地の早期復興につながっていくものと考えておりますので、多くの皆様の参加とご来場を心よりお待ちしておりますとともに、関係各位に対し一層のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

次に、6月11日、12日に行われました第63回三戸郡総合体育大会におきまして、16種目のうち9種目において優勝し、念願の総合優勝を飾ることができました。町の代表として、日々の練習の成果を存分に発揮し、優勝を勝ち取った選手の方々をたたえ、来年も南部町が優勝できるよう頑張っていたきたいと思っております。

次に、農業委員会事務局、農林課、農村交流推進課の名川分庁舎からの移転についてであります。来週8月1日月曜日からは中央公民館において業務を開始いたします。移転後におきましても、引き続き住民サービスの向上に努め、業務を取り行っていく所存でございますので、議員各位のこれまで以上のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本臨時会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） これをもちまして、第38回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 沼 畑 俊 一

署 名 議 員 河門前 正 彦